○吹田市情報公開条例

平成14年3月29日条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を推進することにより、市政 に関して市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって地 方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、 図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第15条第2項及び第29条第3項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関が管理しているものをいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査 委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、市政に関して市民の知る権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、 及び運用するとともに、公文書の作成を怠り、公文書を秘匿するようなことのないよう適正な公 文書の管理に努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報が、みだりに公に されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の公開と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供し、市民に対し、 市政に関して説明する責務を全うするよう努めなければならない。

(公文書の公開を受けた者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

- 第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下この条及び第12条第1項において「公開請求書」という。)を提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
 - (2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、公開請求をしようとするものが、容易かつ的確に公開請求をすることができるように、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供等するものとする。
- 3 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる 情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)

- である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる 情報
 - イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報
- (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。)の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務
 - イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業
 - ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業(企業経営に係るものに限る。)
- (5) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報 (部分公開)
- 第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、公開請求者に対し、同条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。

(公益上の理由による公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第4号までに掲げる情報が記録さ

れている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文 書を公開することができる。

2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を公開しようとするときは、吹田市 個人情報保護条例(平成14年吹田市条例第7号)の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護 されるよう特段の配慮をしなければならない。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第7条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

(公開請求に対する決定及び通知)

- 第11条 実施機関(議会にあっては、議長。以下同じ。)は、公開請求に係る公文書の全部の公開 又は一部の公開(以下「部分公開」という。)をすることを決定したときは、公開請求者に対し、 速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないこと若しくは公開請求を拒むことを決定したとき、又は公開請求に係る公文書が不存在であると認めたときは、公開請求者に対し、速やかに、当該決定等の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の部分公開をする旨の通知又は前項の通知をするときは、当該通知に次に 掲げる事項を付記しなければならない。
 - (1) 当該通知に係る決定の理由(公文書が不存在である旨の通知にあっては、不存在の理由)
 - (2) 公文書の部分公開をする場合又は公文書の全部を公開しない場合であって、当該公文書に 記録されている情報が第7条各号に掲げる情報のいずれにも該当しなくなる時期が明らかであ るときは、その時期

(公開決定等の期限)

- 第12条 前条第1項の決定及び同条第2項の決定等(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、実施機関が公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に規定する期間内に公開決定等をすることができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。 この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、公文書の全部を公開しない旨の決定(次条第3項において「非公開決定」という。)があったものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

- 第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、その期間を更に15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。
- 2 公開請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、 前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項に規定する延長後の期間内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、 非公開決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)

- 第14条 実施機関は、公開決定等をする場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下この条、第17条第3項第3号及び第18条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をする場合において、次の各 号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該各号の第三者に対し、公開請求に係る公文書の 表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を 与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ただし書イ又は同条第2号ただし書アに規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が、当該 公文書の公開に反対の意思を表示した書面(以下「反対意見書」という。)を提出した場合にお

いて、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

- 第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、公開 請求者に対し、当該公開決定に係る公文書の公開をしなければならない。
- 2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。
- 3 実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

第3章 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規 定による審査請求については、同法第9条第1項本文の規定その他の審理員による審理手続に関 する規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

- 第17条 実施機関(水道事業管理者及び消防長を除く。以下この条において同じ。)は、前条の審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、吹田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 実施機関は、前項の規定による諮問をするときは、当該審査請求に対する弁明書の写しを添付 しなければならない。
- 3 第1項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、当該審査請求に対する弁明

書の写しを添えて、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決(第 三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の所掌事務)

- 第19条 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。
 - (1) 審査請求に対する裁決
 - (2) 第29条第5項の規定による助言を求められた実施機関の当該助言

(審査会の調査権限)

- **第20条** 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の公開を求めることができない。
- 2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んで はならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、 参加人又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)にその意見を記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第21条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該審査請求人の所在その他の事情により当該意見

を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「ロ頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場 所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭 することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が事件に関係のない事項にわたる 場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に 関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第22条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

- **第23条** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。
 - (1) 第20条第1項前段の規定により提示された公文書について閲覧(当該公文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。)をすること。
 - (2) 第20条第4項に規定する必要な調査をすること。
 - (3) 口頭意見陳述を聴くこと。
 - (4) その他諮問に係る必要な事項

(提出意見書等の閲覧等)

- 第24条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。) (当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。) を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。
- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第24条の2 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(調査審議手続の終結)

第24条の3 審査会は、審査請求に係る調査審議の手続を終結したときは、速やかに、審査請求人 等に対し、その旨を通知するものとする。

(答申書の写しの送付等)

第25条 審査会は、審査請求に係る答申書を作成したときは、その写しを審査請求人及び参加人に 送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

(裁決)

第25条の2 実施機関は、審査請求に係る諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、当該審査 請求に対する裁決をしなければならない。

第4章 総合的な情報公開の推進

(情報公開運営審議会)

- 第26条 この条例による情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、本市に、市長の附属機関として、吹田市情報公開運営審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (情報提供施策及び情報公表施策の拡充等)
- 第27条 実施機関は、情報公開の総合的な推進を図るため、第2章の定めるところにより公文書の 公開をするほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるものとする。

(会議の公開)

- 第28条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 他の法令等に特別の定めがあるとき。
 - (2) 第7条各号に掲げる情報が含まれる事項について調査審議等をするとき。
 - (3) 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

(出資法人等の情報の公開)

- 第29条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等が管理する情報の公開に努めなければならない。
- 2 実施機関は、出資法人等の管理する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び写真並びに電磁的記録の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、同項の規定による定めの整備、 当該定めの適正な運用その他必要な事項の指導をしなければならない。
- 5 第3項の規定による指定を受けた出資法人等は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出が あったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を 聴くことができる。

(指定管理者の情報の公開)

第29条の2 地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設を管理する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が保有する情報(当該管理の業務に係るものに限る。)の公開について、実施機関に協力しなければならない。

第5章 雑則

(手数料)

- 第30条 公開請求をしようとするものは、公開請求の際に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号 に定める額の手数料を納付しなければならない。
 - (1) 市内に住所を有する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 0円
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 公開請求1件につき300円
- 2 公文書(電磁的記録を除く。以下この条において同じ。)の公開を受ける公開請求者は、公開を受ける公文書に部分公開に係る公文書が含まれるときは、その公開を受ける際に、部分公開に係る公文書の1面につき5円の手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の手数料のうち、部分公開に係る公文書1件(公開請求により 求められた情報が2以上の公文書から構成される場合は、当該情報1件)につき100面までの部分

に係る手数料は、免除する。

- 4 前項に規定する公文書1件及び情報1件の算定方法は、規則で定める。
- 5 第2項の手数料は、実施機関が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除すること ができる。

(費用負担)

- 第31条 公開請求者は、公文書(第15条第3項に規定する複写したものを含む。)の写しの交付(同条第2項に規定する実施機関が定める方法を含む。)を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 審査請求人又は参加人は、第24条第1項の規定による資料の写しの交付(同項に規定する実施機関が定める方法を含む。次条において同じ。)を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(行政不服審査法の適用を受ける場合における手数料の額)

第31条の2 第24条第1項の規定による資料の写しの交付が行政不服審査法第38条第1項の規定による提出書類の写し等の交付に該当する場合における同条第4項に規定する手数料の額は、第30条第1項及び前条の規定により算出した額の合計額とする。

(公文書の管理)

第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及 び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを設け、公文書の適正な管理に努めなけ ればならない。

(公文書の目録の作成及び閲覧)

- 第33条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。 (他の制度との調整)
- 第34条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第15条第 2項に規定する方法と同一の方法により公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、適用しない。
- 2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第2項の 閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例は、図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として 収集し、整理し、又は保存しているものについては、適用しない。

(運用状況の公表)

第35条 市長は、毎年度1回、この条例による情報公開制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ、 これを公表しなければならない。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。